

●発表日：平成26年(2014年)9月22日

わたしたちのいじめ防止メッセージ

「田原市いじめ防止方針」を策定しました

1 地域に根ざした「いじめ防止方針」

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたのを受け、田原市教育委員会では、「いじめ」についての課題を明らかにし、いじめ防止等のための対策を総合的に進めていくための基本的な方針を定めました。

本市の「いじめ防止方針」は、「総ぐるみの取り組み」を目指すもので、学校、家庭、地域、教育委員会など、それぞれの立場の役割と責任を明確にした「メッセージ」という形式をとりました。子どもから大人まで一人ひとりが「自分ごと」としていじめ防止に取り組むことを期待して「語りかけの書」としました。この防止方針は、田原市独自の視点を大事にして作成したものであり、特徴は下記のとおりです。

2 「田原市いじめ防止方針」の特徴

(1) 子どもたちの生の言葉で伝える

いじめ防止は、いじめを起こさない仲間づくりが大事です。本「いじめ防止方針」では、特に「いじめ防止」に向けた決意を子供たちの生のメッセージとして掲載しました。

このメッセージは、児童会や生徒会等を中心に子どもたちで作りあげました。今後もメッセージを学校全体に広げ、生活を振り返る言葉として、生かしていきます。

(2) 関係者の役割と責任を明確にする

この「いじめ防止方針」では、学校、家庭、地域、教育委員会の役割と責任を明確にして、それぞれの取組を明らかにしました。あらためてその要点を記します。

- ① 学校：居場所づくりと絆づくりを推進し、一旦起きた場合は迅速かつ適切に対応する。
- ② 家庭：目まぐるしく変わる子供を取り巻く社会に関心を持つようにする。
- ③ 地域：地域が子供を見守り、地域の子は地域で育てていく体制づくりを進める。
- ④ 教育委員会：教育サポートセンター等の相談体制の充実を図り、学校、地域、関係機関との連携を強化する。

(3) 市民への語りかけの書とする

いじめは身近なところで生じる問題です。それだけに市民が相互に防止対策について議論し知恵を出し合っていくことが大切です。そのためこの「いじめ防止方針」は役所ことばでない、本音のことばによる語りかけの書としました。



見て見ぬふりをしない